

## 居宅介護支援事業者自己点検シート

記入年月日	平成 年 月 日								
法人名									
代表者(理事長)名									
介護保険事業所番号	3	6							居宅介護支援
事業所名									
事業所所在地									
記入担当者職・氏名	(職)	(氏名)						連絡先電話番号	- -

### 点検内容の記入について

下記の分類により、該当する欄(□内)にチェックしてください。

「適」：事項の内容を満たしている(行っている)。

「不適」：事項の内容を満たしていない(行っていない)。

「非該当」：該当するものがない(前提となる事実がない等)。

### 本票の活用について

本票は自己点検及び実地指導を行う際に提出して頂くものです。

「確認事項」に示してある内容は、介護保険法の規程に基づく指定居宅介護支援事業者が、その事業の目的を達成するために最低限必要とするものです。

各事業所で日常的に点検を行い、適正な事業運営に努め、利用者のサービスの向上が図られるようご活用ください。

(注)本文中の標記については、以下のとおりとします。

- 法 → 介護保険法(平成9年12月17日交付法律第123号)
- 施行規則 → 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
- 平11厚令38 → 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)
- 平11老企22 → 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)
- 平12厚告19 → 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
- 平12厚告20 → 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第20号)
- 平12厚告24 → 厚生大臣が定める地域を定める件(平成12年2月10日厚生省告示第24号)
- 平12老企36 → 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(通所通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日平12老企36号)
- 平12老振24 → 要介護認定結果及び居宅サービス計画の情報提供について(平成12年4月11日老振第24号・老健第93号)
- 平13老振18 → 介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振第18号)
- 平18厚告第127 → 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
- 平18老計・老振・老老発0317001号 → 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について(平成18年3月17日老計発0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号:別紙1)
- 平21厚告第83 → 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月23日厚生労働省告示第83号)
- 平27厚告第95 → 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
- 平27厚告第96 → 厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)

## 介護サービス事業所自己点検シート(居宅介護支援)

点検項目	確認事項	根拠法令	適	不適	非該当	確認書類等
<b>第1 基本方針</b>						
1 基本方針	(1) 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われているか。	基準省令第1条の2第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概況説明</li> <li>・定款・寄附行為</li> <li>・運営規程</li> <li>・パンフレット</li> </ul>
	(2) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。	基準省令第1条の2第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われているか。	基準省令第1条の2第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めているか。	基準省令第1条の2第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>第2 人員に関する基準</b>						
1 従業者の員数	(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数であって常勤である指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を置いているか。  ※育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことができる。  常勤（ 人 ）： 非常勤（ 人 ）	基準省令第2条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務方法、勤務時間が分かる書類(出勤簿等)</li> <li>・介護支援専門員証</li> <li>・利用者に関する書類</li> <li>・職員名簿</li> <li>・職員勤務表</li> <li>・給付管理表(総括表)</li> </ul>
	(2) (1)の員数の標準は、利用者の数が、35又はその端数を増すごとに、1となるよう努めているか。 ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではない。  事業所の利用者数 要介護者 [                    ] 人 要支援者(受託者) [                    ] 人	基準省令第2条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2 管理者	(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置いているか。	基準省令第3条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 管理者は介護支援専門員か。	基準省令第3条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 管理者は、専らその職務に従事しているか。 ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。  ① 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合。 ② 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合。(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)	基準省令第3条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠法令	適	不適	非該当	確認書類等
<b>第3 運営に関する基準</b>						
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援に際し、利用申込者又はその家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>・サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下の項目等である。            ア. 運営規程の概要            (①事業の目的及び運営方針、②職員の職種、員数及び職務の内容、③営業日及び営業時間、④指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用、⑤通常の事業の実施地域、⑥その他運営に関する重要事項)            イ. 居宅介護支援従業者の勤務の体制            ウ. 秘密の保持            エ. 事故発生時の対応            オ. 苦情処理の体制 等</p> <p>※わかりやすい説明書やパンフレット等を交付して、懇切丁寧に説明を行い、同意を得ること。</p> <p>※同意は、利用者及び居宅介護支援事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましい。</p>	基準省令第4条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>運営規程</li> <li>重要事項説明文書</li> <li>利用申込書</li> <li>同意・交付に関する記録</li> <li>説明文書</li> <li>パンフレット等</li> </ul>
	<p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基準第1条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得ているか。</p>	基準省令第4条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
2 提供拒否の禁止	<p>指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。</p> <p>※サービスの提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合である。            ア. 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合            イ. 利用申込書の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合            ウ. 利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合等</p>	基準省令第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>利用申込受付簿</li> </ul>
3 サービス提供困難時の対応	<p>指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認められた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じているか。</p>	基準省令第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護支援提供依頼書</li> </ul>
4 受給資格等の確認	<p>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p>	基準省令第7条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス利用票控</li> </ul>
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>(1) 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。</p>	<p>基準省令第8条第1項</p> <p>基準条例第8条第2項</p> <p>基準省令第8条第3項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護認定申請書控</li> </ul>
6 身分を証する書類の携行	<p>指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に介護支援専門員証を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	基準省令第9条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>介護支援専門員証</li> </ul>

点検項目	確認事項	根拠法令	適	不適	非該当	確認書類等	
7 利用料等の受領	(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	基準省令第10条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援給付費明細書</li> <li>・領収証控</li> <li>・重要事項説明書</li> <li>・運営規程(実施区域の確認)</li> <li>・領収証控</li> <li>・説明文書</li> <li>・利用申込書</li> <li>・同意書</li> </ul>	
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合に、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。	基準省令第10条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、(2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	基準省令第10条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(4) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、施行規則第78条で定めるところにより、領収証を交付しているか。	法46条第7項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(5) 指定居宅介護支援事業者は、領収証に指定居宅介護支援について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	法46条第7項 施行規則第78条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
8 保険給付の請求のための証明書の交付	指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しているか。	基準省令第11条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定居宅介護支援提供証明書(介護給付費明細書代用可)</li> </ul>	
9 居宅介護支援の基本取扱方針	(1) 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われているか。	基準省令第12条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス計画書</li> <li>・居宅介護支援経過</li> </ul>	
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	基準省令第12条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価を実施した記録</li> </ul>
10 居宅介護支援の具体的取扱方針	(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	基準省令第13条第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス計画書</li> <li>・サービス事業者等の情報に関する資料</li> </ul>	
	(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	基準省令第13条第2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明に関する資料</li> </ul>
	(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしているか。 また、支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長していないか。	基準省令第13条第3号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題分析の記録</li> </ul>
	(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めているか。 (地域で不足していると認められるサービス等については、介護給付等対象サービスであるかどうかを問わず、当該不足していると思われるサービス等が地域において提供されるよう関係機関に働きかけていくことが望ましい。)	基準省令第13条第4号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。 (特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏した情報を提供することや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはならない。)	基準省令第13条第5号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。 なお、課題分析の方法については、平成11年11月12日老企第29号の別紙4に示す項目によって行っているか。	基準省令第13条第6号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス担当者会議の要点・会議予定表</li> <li>・サービス担当者に対する照会内容の記録</li> <li>・アセスメント表</li> </ul>

点検項目	確認事項	根拠法令	適	不適	非該当	確認書類等
	(7) 介護支援専門員は、(6)に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っているか。 この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 また、当該アセスメントの結果について記録するとともに、基準第29条第2項の規定に基づき、当該記録を5年間保存しているか。	基準省令第13条第7号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・居宅介護支援経過
	(8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上で留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しているか。 (提供されるサービスの目標とは、利用者がサービスを受けつつ到達しようとする目標を指すものであり、サービス提供事業者側の個別のサービス行為を意味するものではないことに留意。)	基準省令第13条第8号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・居宅介護支援経過 ・サービス担当者に対する照会内容 ・新旧居宅サービス計画書 ・新旧サービス利用票控
	(9) ① 介護支援専門員は、利用者及びその家族の参加を基本としたサービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求め調整を図っているか。(なお、利用者やその家族の参加が望ましくない場合(家庭内暴力等)には、必ずしも参加を求めるものではないことに留意。) ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求め、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有しているか。 ② 居宅サービス計画を新規に作成した場合については、やむを得ない理由がある場合を除き、サービス担当者会議を開催しているか。 ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合については、やむを得ない理由がある場合を除き、サービス担当者会議を開催しているか。 ④ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態の区分の変更の認定を受けた場合については、やむを得ない理由がある場合を除き、サービス担当者会議を開催しているか。 なお、当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、当該記録を5年間保存しているか。	基準省令第13条第9号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・居宅介護支援経過 ・サービス担当者会議記録 ・サービス担当者に対する照会内容
	(10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 (居宅サービス計画原案とは、平成11年11月12日老企第29号の別紙1に示す標準様式第1表から第3表まで、第6表及び第7表に相当するものすべてを指すものである。)	基準省令第13条第10号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・居宅サービス計画書
	(11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しているか。 なお、作成した居宅サービス計画は、5年間保存しなければならない。	基準省令第13条第11号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(12) 介護支援専門員は、サービス提供事業者の担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性及び整合性について確認しているか。	基準省令第13条第12号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・個別サービス計画
	(13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。	基準省令第13条第13号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・居宅介護支援経過等
	(14) 介護支援専門員は、(13)に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われているか。 ① 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。 ② 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。	基準省令第13条第14号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・居宅介護支援経過等 ・実施状況の把握の記録

点検項目	確認事項	根拠法令	適	不適	非該当	確認書類等
	(15) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。 ① 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合。 ② 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合。	基準省令第13条第15号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・サービス担当者会議の記録
	(16) (3)から(12)までの規定は、(13)に規定する居宅サービス計画の変更についても、同様に取り扱っているか。	基準省令第13条第16号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(17) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っているか。 なお、介護保険施設への紹介に当たっては、主治医に意見等を求めているか。	基準省令第13条第17号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(18) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っているか。	基準省令第13条第18号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(19) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めているか。 また、主治の医師等が居宅サービス計画の内容についての情報提供を求めている場合であって、利用者又はその家族の同意を文書により得ている場合は、主治の医師等に対し情報提供を行っているか。	基準省令第13条第19号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っているか。 また、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っているか。	基準省令第13条第20号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしているか。	基準省令第13条第21号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しているか。	基準省令第13条第22号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しているか。	基準省令第13条第23号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(24) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は市町村による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しているか。	基準省令第13条第24号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(25) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っているか。	基準省令第13条第25号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(26) 指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しているか。	基準省令第13条第26号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(27) 指定居宅介護支援事業者は、地域ケア会議から個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めているか。	基準省令第13条第27号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠法令	適	不適	非該当	確認書類等
11 法定代理受領サービスに係る報告	(1) 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しているか。	基準省令 法第14条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して提出しているか。	基準省令 法第14条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	基準省令 法第15条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13 利用者に関する市町村への通知	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。	基準省令 法第16条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・市町村に送付した通知に係る記録
14 管理者の責務	(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	基準省令 法第17条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・組織規程等 ・業務日誌等 ・職務分担当 ・運営規程
	(2) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に基準の「第3章 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	基準省令 法第17条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
15 運営規程	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。  ※運営規程には、次の事項を定めるものとする。 ① 事業の目的及び運営の方針。 ② 職員の職種、員数及び職務内容。 ③ 営業日及び営業時間。 ④ 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料、その他の費用の額。 ⑤ 通常の事業の実施地域。 ⑥ その他運営に関する重要事項。	基準省令 法第18条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・運営規程 ・指定申請・変更届(写)
16 勤務体制の確保等	(1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	基準省令 法第19条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・就業規則 ・雇用契約書 ・雇用保険関係書類 ・勤務表
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させているか。 ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。	基準省令 法第19条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	基準省令 法第19条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・研修受講修了証明書 ・研修計画
17 設備及び備品等	(1) 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	基準省令 法第20条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・平面図 ・設備、備品台帳
	(2) 専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペース等が確保されているか。	基準省令 法第20条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
18 従業者の健康管理	指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	基準省令 法第21条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・健康管理に関する記録 (健康診断記録等)
19 掲示	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	基準省令 法第22条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・掲示物の確認

点検項目	確認事項	根拠法令	適	不適	非該当	確認書類等
20 秘密保持等	(1) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	基準省令 法第23条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・就業時の取り決め等の記録 (就業規則・雇用契約等)
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。	基準省令 法第23条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用者の同意書 ・実際に使用された文書等(会議資料等)
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	基準省令 法第23条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
21 広告	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。	基準省令 法第24条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・パンフレット ・ポスター ・広告
22 居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等	(1) 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して、居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けるべき旨の指示を行っていないか。	基準省令 法第25条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・運営規程 ・指示物 ・苦情に関する記録 ・指定申請書の写
	(2) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。 また、介護支援専門員は居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けていないか。	基準省令 法第25条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることへの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受していないか。	基準省令 法第25条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
23 苦情処理	(1) 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。 なお、指定居宅介護支援事業者は、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示しているか。	基準省令 法第26条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・運営規程 ・指示物 ・指定申請書(写) ・苦情に関する記録
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。	基準省令 法第26条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・各種会議記録等
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	基準省令 法第26条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・指導等に関する記録
	(4) 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	基準省令 法第26条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・苦情に関する記録 ・援助に関する記録 ・指導に関する記録
	(5) 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	基準省令 法第26条第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っているか。	基準省令 法第26条第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同様の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	基準省令 法第26条第6項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(8) 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(7)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	基準省令 法第26条第7項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠法令	適	不適	非該当	確認書類等
24 事故発生時の対応	(1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	基準省令 法第27条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・連絡マニュアル ・事故に関する記録
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	基準省令 法第27条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。	基準省令 法第27条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	基準省令 法第27条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
25 会計の区分	(1) 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。	基準省令 法第28条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・会計書類関係
	(2) 具体的な会計処理方法等については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」によっているか。	平13老振18	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
26 記録の整備	(1) 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	基準省令 法第29条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員名簿</li> <li>・会計に関する書類</li> <li>・設備・備品に関する書類</li> <li>・各種保存書類</li> <li>・課題分析の記録</li> <li>・居宅サービス計画表</li> <li>・居宅介護支援経過</li> <li>・サービス担当者会議の要点</li> <li>・サービス実施状況等把握の記録</li> <li>・市町村への通知に係る記録</li> </ul>
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。  ① 第13条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳 ア 居宅サービス計画 イ 第13条第7号に規定するアセスメントの結果の記録 ウ 第13条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録 エ 第13条第14号に規定するモニタリングの結果の記録 ③ 第16条に規定する市町村への通知に係る記録 ④ 第26条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤ 第27条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	基準省令 法第29条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		



点検項目	確認事項	根拠法令	適	不適	非該当	確認書類等
<b>第5 介護給付費の算定及び取扱い</b>						
1 基本的事項	(1) 指定居宅介護支援事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第20号の別表「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」により算定されているか。	平12厚告20の一	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 指定居宅介護支援事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号(厚生労働大臣が定める1単位の単価を定める件)に定める1単位の単価に(1)の別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	平12厚告20の二	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) (1)、(2)により指定居宅介護支援事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算しているか。	平12厚告20の三	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) ①から③までについては、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、給付管理票を提出している指定居宅介護支援事業者について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定しているか。  ① 居宅介護支援費(Ⅰ) 指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、指定介護予防支援事業者から委託を受けて行う指定介護予防支援の提供を受ける利用者数に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数で除した数(以下「取扱件数」という。)が40未満である場合。又は、40以上の場合において、40 未満の部分。 ② 居宅介護支援費(Ⅱ) 取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分。 ③ 居宅介護支援費(Ⅲ) 取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分。  1. 居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護1・2 1,053単位 【取扱件数40件未満まで適用】 要介護3・4・5 1,368単位  2. 居宅介護支援費(Ⅱ) 要介護1・2 527単位 【取扱件数40件以上60件未満の部分に適用】 要介護3・4・5 684単位  3. 居宅介護支援費(Ⅲ) 要介護1・2 316単位 【取扱件数60件以上の場合、40件以上の部分に適用】 要介護3・4・5 410単位	平12厚告20の別表のイの注1 平12老企36第3の7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2 運営基準減算	(1) 「厚生労働大臣が定める基準」(平成12年厚生省告示第25号)の第35号に該当する場合は、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定しているか。 なお、減算の基準とは、以下の場合をいう。	平12厚告20の別表のイの注2 平12老企36第3の6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	ア 居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たり次のいずれかに該当する場合。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	① アセスメントに当たり利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② サービス担当者会議の開催等を行っていない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 居宅サービス計画の原案の内容を利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	イ 次に掲げる場合において、サービス担当者会議等を行っていない場合。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	① 居宅サービス計画を新規に作成した場合。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	ウ 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たり次のいずれかを行っていない場合。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
① 1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
② モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続している。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
(2) (1)の運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定していないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠法令	適	不適	非該当	確認書類等
3 特別地域 居宅介護支援 加算	別に「厚生労働大臣が定める地域」(平成12年厚生省告示第24号)に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平12厚告20の別表のイの注3 平12厚告24	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4 中山間地 域等における小 規模事業所の 評価	別に「厚生労働大臣が定める地域」(平成21年厚生労働省告示第83号・一)に所在し、かつ別に「厚生労働大臣が定める施設基準」(1月当たり実利用者数が20名以下)に適合する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平12厚告20別表のイの注4 平21厚労告83の1 平24厚労告97の47 平12老企36第3の8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5 中山間地 域等に居住す る者にサービス を提供した事 業所への評価	指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、別に「厚生労働大臣が定める地域」(平成21年厚生労働省告示第83号・二)に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平12厚告20別表のイの注5 平21厚労告83の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6 特定事業 所集中減算	「厚生労働大臣が定める基準」(平成24年厚生労働省告示第96号・八十三)に該当する場合には、1月につき200単位を所定単位数から減算しているか。 なお、減算の基準とは、次のとおりとする。 正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護、指定福祉用具貸与の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えていること。ただし、正当な理由があると知事が認めた場合には、この限りでない。	平12厚告20の別表のイの注6 平27厚労告96の83 平12老企36第3の10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7 サービス種 類相互間の算 定関係	利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護(短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入所者生活介護(短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)若しくは複合型サービスを受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定していないか。	平12厚告20の別表のイの注7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8 初回加算	指定居宅介護支援事業所において、次に掲げる基準に適合する場合に、300単位を所定単位数に加算する。 ただし、運営基準減算に該当する場合は加算しない。 ① 新規に居宅サービス計画を作成する場合 ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合	平12厚告20の別表の口の注 平12老企36第3の9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9 特定事業 所加算	「厚生労働大臣が定める基準」(平成24年厚生労働省告示第96号・五十八)に適合しているものとして知事に届け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては次に掲げるその他の加算は算定しないか。	平12厚告20の別表のハの注	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠法令	適	不適	非該当	確認書類等
	(1) 特定事業所加算(Ⅰ) 500単位 次のいずれにも適合しているか。	平24厚労告96の84 平12老企36 第3の11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名配置していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑤ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が40%以上であること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑥ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑧ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑨ 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑩ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満であること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑪ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等の協力又は協力体制を確保していること。(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑫ 本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、2年間保存するとともに、広域連合長から求めがあった場合については、提出しなければならない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ) 400単位 次のいずれにも適合しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑤ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑥ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑦ 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
⑧ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満であること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
⑨ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等の協力又は協力体制を確保していること。(※平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用し、それまでの間はこの要件を満たしていなくても算定できる。)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
⑩ 本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、2年間保存するとともに、広域連合長から求めがあった場合については、提出しなければならない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠法令	適	不適	非該当	確認書類等
	<p>(3) 特定事業所加算(Ⅲ) 300単位 次のいずれにも適合しているか。</p> <p>① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。</p> <p>② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。</p> <p>③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。</p> <p>④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>⑤ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。</p> <p>⑥ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。</p> <p>⑦ 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。</p> <p>⑧ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満であること。</p> <p>⑨ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等の協力又は協力体制を確保していること。(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)</p> <p>⑩ 本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、2年間保存するとともに、知事から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(4) 特定事業所加算(Ⅳ) 125単位 次のいずれにも適合しているか。</p> <p>① 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)イ、(Ⅱ)ロ又は(Ⅲ)の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携回数合計が35回以上であること</p> <p>② 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定していること。</p> <p>③ 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10 入院時情報連携加算	<p>利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供をした場合は、次に掲げる区分に従い、利用者1人につき月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合において、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) 200単位 利用者が入院してから3日以内に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に所定単位数を算定する。</p> <p>(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) 100単位 利用者が入院してから4日以上7日以内に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に所定単位数を算定する。</p>	平12厚告20別表の二の注 平12老企36 第3の12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠法令	適	不適	非該当	確認書類等
11 退院・退所加算	(1) 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省公示126号)別表指定地域型サービス介護給付単価数表の地域密着介護老人福祉施設入所者生活介護のヨ又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのワの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く)し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合(同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、入院又は入所期間につき1回を限度として次に掲げるいずれかの加算を算定する場合においては、次に掲げるその他の加算	平12厚告20別表のホの注 平12老企36 第3の13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 初回加算を算定する場合は、当該加算は算定していないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ 450単位 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ 600単位 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ 600単位 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ 750単位 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 退院・退所加算(Ⅲ) 900単位 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	利用者が指定小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定小規模多機能型居宅介護を提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、300単位を加算しているか。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。	平12厚告20別表のハの注 平12老企36 第3の14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	利用者が指定看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、300単位を加算しているか。ただし、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。	平12厚告20別表のトの注 平12老企36 第3の15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠法令	適	不適	非該当	確認書類等
14 緊急時等 居宅カンファ レンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合は、利用者1人につき1月に2回を限度として200単位を加算しているか。	平12厚告20別表のチの注 平12老企36 第3の16	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(1)ターミナルケアマネジメント加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとするが、利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとする。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)ターミナルケアマネジメント加算は、1人の利用者に対し、1か所の指定居宅介護支援事業所に限り算定できる。なお、算定要件を満たす事業所が複数ある場合には、当該利用者が死亡日又はそれに最も近い日に利用した指定居宅サービスを位置つけた居宅サービス計画を作成した事業所がターミナルケアマネジメント加算を算定することとする。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3)ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者が同意した時点以降は、次に掲げる事項を支援経過として居宅サービス計画等に記録しなければならない。 ① 終末期の利用者の心身又は家族の状況の変化や環境の変化及びこれらに対して居宅介護支援事業者が行った支援についての記録 ② 利用者への支援にあたり、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等と行った連絡調整に関する記録		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4)ターミナルケアマネジメントを受けている利用者が、死亡診断を目的として医療機関へ搬送され、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケアマネジメント加算を算定することができるものとする。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15 ターミナルケ アマネジメント 加算	ターミナルケアマネジメント加算（届出）【老企36第三の17】 在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定居宅介護支援事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス事業者に提供した場合は、1月につき所定単位数を加算する。 (1)当該加算を算定する場合は、カンファレンスの実施日（指導した日が異なる場合は指導日もあわせて）、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点を居宅サービス計画等に記載しているか。	平12厚告20別表のチの注 平12老企36 第3の17	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

【下記の加算については、H27年度以後廃止されたが、実地指導に当たって自己点検の確認事項とする。】

認知症加算	日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当するものをいう。）に対して指定居宅介護支援を行った場合には、1月につき150単位を加算しているか。	(平12厚告20別表のへの注) (平12老企36 第3の14)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
独居高齢者加算	独居の利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合には、1月につき150単位を加算しているか。  利用者から介護支援専門員に対し、単身で居住している旨の申立てがあった場合であって、介護支援専門員のアセスメントにより利用者が単身で居住していると認められる場合において算定しているか。なお、介護支援専門員のアセスメントの結果については、居宅サービス計画等に記載しているか。また、少なくとも月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者が単身で居住している旨を確認し、その結果を居宅サービス計画等に記載しているか。	(平12厚告20別表のトの注) (平12老企36 第3の15)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	